

関西ラリー互助会制度

関西地区において競技会を主催するオーガナイザー及び参加者で、関西ラリー互助会制度（以下、「本制度」という。）に賛同する者において、以下のとおり定める。

第1条 目的

ラリー競技の振興を図るため本制度を設ける。

本制度は各競技会のみにも有効な見舞金であり、第2条に定める競技会において、対人の死亡事故および対物事故に対する見舞金給付を目的とする。

第2条 対象競技会

1. 本制度に賛同するオーガナイザーが主催する JAF 公認ラリー競技会等（クローズド競技及び講習会を含む）で、特別規則書等でオーガナイザーが本制度を有効と認める競技会等を対象とする。ただし、全日本ラリー選手権競技会は除く。
2. 関西地区以外でのラリー競技会に参加する場合、その競技会オーガナイザーが本制度を有効と認める競技会を対象とする。

第3条 加入条件

本制度に賛同する競技会等参加者であること。

第4条 申込み手続き

各競技会等参加申し込み時に参加者が所定の申込書と会費を競技会等事務局に送付し、オーガナイザーから提出された名簿により、関西ラリー互助会が確認した時点で完了となる。

第5条 有効期間

各競技会等の参加確認受付時から競技終了（最終 TC、もしくは最終 CP）までとする。

第6条 会費

1. SS ラリー参加者は、1 競技会につき7000円/1台とする。
2. アベレージラリー参加者は、1 競技会につき5000円/1台とする。
3. 講習会参加者は、1 講習会につき3000円/1台とする。
4. 会費は返金しない。

第7条 対人見舞金給付額

1. 死亡時に1 加入者1 競技会、最高400万円を給付する。
2. 入院および通院については、給付の対象としない。

第8条 対物見舞金給付額

1. 1加入者1競技会、最高30万円（免責10万円）を給付する。
2. 車両（リタイヤ車両を含む）への対物事故は給付の対象としない。
3. 対物見舞金制度を利用した加入者は、以降1回につき、免責額を2万円増額する。

第9条 見舞金受取人

1. 対人見舞金に関しては、原則として被害者の法定相続人とする。
2. 対物見舞金に関しては、原則として加入者とする。

第10条 見舞金申請の方法

1. 事故発生の際は、オーガナイザーは所定の事故報告書を速やかに関西ラリー互助会に提出すること。
2. 対人見舞金の申請は、法定相続人又はその代理人が、所定の申請用紙に必要事項を記入し、死亡診断書及び必要書類を添付して競技会オーガナイザーを通じて、事故発生日から90日以内に関西ラリー互助会に提出すること。
3. 対物見舞金の申請は、加入者が所定の申請用紙に必要事項を記入し、写真、修理見積書、請求書及び必要書類を添付して競技会オーガナイザーを通じて、事故発生日から30日以内に関西ラリー互助会に提出すること。

第11条 見舞金給付審査

1. 第10条の申請に基づき、関西ラリー互助会で審査し決定する。
2. 瑕疵（無免許、無資格、飲酒など）が判明した場合、支払いはしない。

第12条 不正受給の措置

関西ラリー互助会は、見舞金給付後に不正が発覚した場合、見舞金の返還を求めることができる。

第13条 会計

1. 本制度の会計は、関西ラリー互助会により管理される。
2. 給付額が会費額を超過した場合は借入して支払い、以降会費にて返金する。
3. 対人見舞金給付事案が起きた場合は、本制度の見直しを実施することがある。

第14条 改定

本制度の改定は、関西ラリー互助会が決定する。

第15条 施行

本制度は、2017年4月1日より施行される。

以上